

令和4年第4回土佐町農業委員会

1.開催日時 令和4年6月28日 午前9時00分～午前10時25分

2.開催場所 土佐町保健福祉センター あじさいホール

3.出席委員 (11名)

1 式地数一・3 藤尾建・4 宮元務・5 窪内一雄・6 仁井田亮一郎 7 西村園・8 和田勇・
10 細川盛次・11 近藤秀幸・12 西村美佐江・13 澤田順一・

4.欠席委員 2 秦泉寺博隆・9 西村尚・14 川村耕貴(3名)

5.職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 出島美穂

6.議事日程

議案審議

第1号議案 農地法第5条による許可申請について

第2号議案 非農地証明について

第3号議案 土佐町農用地利用集積計画について

第4号議案 農業振興地域整備計画変更にかかる農用地区域変更協議について

その他

7.会議の次第

事務局:おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立には過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は秦泉寺委員、西村尚委員、川村委員の3名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後マイクを使って発言をお願いします。マイクを使わないと議事録が作成できません。ご協力をお願いします。それでは会長をお願いします。

会長:おはようございます。令和4年第4回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。6番仁井田亮一郎委員、7番西村園委員の2名を指名致しますのでよろしくお願い致します。

会長:続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第5条の許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局:第1号議案農地法第5条による許可申請について説明します。農地を別の用途に変更する、転用の申請です。町の農業委員会の意見を付けて県に進達し、県知事の許可となります。転用に加え、所有権移転や、使用貸借権の設定など、権利の移動もある案件が5条申請です。今回は2件あります。2件とも以前農業振興地域からの除外申請があった分で、今月15日に除外手続きが終了したものです。1件目について説明します。

【申請内容の説明】

会長:担当の藤尾委員より補足説明はありますか。

藤尾委員:ありません。

会長:本件について質疑ありませんか。

他委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。本件の農地法第5条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により本件は農業委員会として、許可相当であると県に進達します。2件目について、事務局の説明を求めます。

事務局:2件目について説明します。

【申請内容の説明】

会長:本件について質疑ありませんか。

仁井田委員：前回事業者から事業内容の説明を受けました。地元の了解は得られているのでしょうか。

事務局：今まで地元集落活動センターの役員会での説明をしておりました。7月の地区長会の後に地元3地域への説明会を開催すると聞いております。

細川委員：上野上に7月25日、伊勢川が7月26日に説明してくれることになっています。溜井は秦泉寺委員が欠席ですが私はわかりません。

仁井田委員：来月末ということですね。今日の総会で許可相当と決めたという場合、地元の了解が得られていない場合、どうなるのですか。地元の説明会が終わってから再度決議したほうが良いと思います。

事務局：地元への説明会が開催されることを条件として許可相当とすることもできます。

仁井田委員：地元の意向というのは農業委員会として考慮すべきかどうかを教えてください。

事務局：農地の転用についての審議ですので、農業委員会の審議する内容としては周りの生活というより、農業への影響です。来月の総会で再度審議しますか。

細川委員：私は地元住民です。先ほど説明があったようにコミュニティセンターで各地区の役員が出席して開催された会で説明を受けて、各地域へ持って帰って、各地域の地区会で話をしています。反対する者はおりません。次の説明会の時には、各地区から要望をあげるようになるという風になると私自身は感じております。今のところ反対するものはいないのです。

事務局：要望というのはどういうものですか。

細川委員：切った竹や木をどのように搬出してくれるのか、どのように木材の受け入れをしてくれるのか、個人が持って行かないといけないのか、というような事業が始まってからの要望、地域の森林の活用についての要望です。

仁井田委員：県の審査会は何のために受けるのですか。

事務局：町の意見書の中に審査会の意見を盛り込まなければなりません。総会で協議したことに加えて、県の審査会の意見を合わせて意見書を作成します。県の審査会にかかるかどうかは転用面積が30aを超えるかどうかで決まります。

仁井田委員：事業者からは事業が始まったときに考えられる排水とか煙、においなどは心配ないとの説明をうけました。ただこの事業は国内でも例がない事業だとのことでした。実際稼働したときにもしかしたら何らかの問題がおきるかもしれません。その時に我々農業委員会がどう対応、対策できるのか。問題が発生した時点でなんらかの対策がとれるのでしょうか。

事務局：農業委員会は農地法に基づき判断します。農地法の中で判断基準が決められています。それに基づき判断することになります。転用後の問題については、周辺農地に関することならば農業員会が対応することになりますし、その他のことでしたらそれらを管轄するもの、関連する法律に基づいてそれぞれで対処することとなります。

会長：心配していることもわからんではないですが、全般を検討するのではなくて、農地法に関するものを審議するということではないかと思えます。農地法に照らして判断すればよいのではないのでしょうか。

事務局：営農型太陽光発電でずっと農業委員会が関わりをもっていることと照らして心配していらっしゃるのではないかと思えます。大きな違いは、営農型太陽光発電は農地です。なので、農業委員会は関わりを持ち続けるのですが、今回の事業は永久転用です。転用されると農地ではなくなりますので、農業員会は関わることはなくなります。そこで検討するのは、周りの農地に影響がないか、その農地はやはり残すべきではないか、というところ です。

仁井田委員：農業委員会が判断したことが将来、地元や地域に不利益を与えることが起きた場合、農業委員会の責任はどう考えたらいいのでしょうか。私はそう考えています。

藤尾委員：心配ごとはたくさんあるかと思えます。許可権者は県知事ということは最終的な判断は県知事が行うということだと思います。いろいろな心配ごとを考えても、今後農地法の許可業務は進まないのではないかと思います。この件については、農業委員会が結論を出したので、農業委員会が責任をとれなくても、そんな責任は負えない。業務が進まないと感じます。よって、法に照らし合わせて粛々と業務を進めることが大切だと感じています。

宮元委員：ものの流れとしては地域の人に説明が終わって意義がないことから初めて起こるのであって、やっぱり申請を挙げてくること自体が説明が終わってからにするべきでないか。なぜそんなに急いでいるのか、この事業に反対するわけではないのですが、地域への説明は終わってから決議したほうが良いと思います。そのほうが素直に賛成できるのではないかと思います。

仁井田委員：最後にこの一連の流れを見てみるとあまりにもことを急ぎすぎているように思います。事業者からの説明を受けたときにも感じたのですが、当初の計画に入っていなかった事業だということでした。本山のあれだけの事業を始めたのに、計画に入っていない事業を急に始めることになったと、そこがちょっと違和感というか、どうしてそんなことになるのか、という疑問を私は持っています。この炭化燃料製造工場について、国や県の補助事業を受けるものですか。

事務局：聞いていません。資金計画はすべて自己資金になっています。急いでいるのは、熱量を上げて発電効率を上げたいのだということを聞いています。前回の総会に欠席された委員さんがいらっしゃいますので、事業者からの説明内容について、再度おさらいします。現在本山町の発電所では、木のチップを燃やして発電しています。ただ木は水を含みますので、燃やすときの熱量が安定しない、一定でないということが問題だそうです。その半分の熱量を炭に置き換える計画です。炭は乾燥していますし、熱量が安定します。あの発電所はバイオマスで認可をとっているの、木質材を利用したもので発電をしなければ買い取り価格が変わります。なので、当初の計画よりも思わく熱量があがらず、発電効率が悪かったので対策をとって次の手を考えました。炭化燃料については、ずっと研究をしていた、という話でした。来月の総会には、少なくとも伊勢川と上野上の説明会は終わっています。7月に必ず地域への説明をすることという条件をつけて、今月、決を採るか、決自体を来月にするか、ですね。

藤尾委員：地元が反対ですとなった場合に、農業委員会は意見書を提出しないということですか。それで農業委員の責を果たせるのでしょうか。

事務局：農業員会で許可しないという結論が出た後は、それぞれ不許可相当という意見書を提出します。あくまでも最終決定をするのは県知事ですので、町農業員会としてはこう考えましたという意見書を提出します。審査会にも、町農業員会はこういう理由で不許可としましたということで説明します。町農業委員会で不許可相当という結果になっても、申請が止まるわけではありません。

藤尾委員：不許可の理由として地元の反対というのは記載ができるのですか。

事務局：反対の理由に何かしらの農業要素は必要だと考えます。

会長：細川委員のところでは地域の住民の感触は反対じゃないのですよね。

細川委員：反対意見はありませんでした。

澤田委員：このまま通したら、地元の説明会で農業員会も認めましたよ、という話になりませんか。説明会の後に農業委員会として結論を出したほうがスムーズだと思います。

会長：来月に決をとるか、今決をとるか決を採ります。今の話を聞いていると今決をとるのは難しいのではないかと思います。次回説明会終了後に採決をとることに賛成の方の挙手を求めます。

会長：賛成多数により今回は採決せずに、次回あらためて採決をすることにします。つづいて第2号議案非農地証明について、事務局の説明を求めます。

事務局：事務局：第2号議案、非農地証明について説明します。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により10年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していること、災害により農地へ復旧が困難であることが証明できる基準となっています。今回は8件の申請がありました。

1件目について説明します。

(申請内容説明)

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて2件目について、事務局の説明を求めます。

事務局:2件目について説明します。

(申請内容説明)

会長:西村美佐江委員より補足説明はありませんか。

西村委員:ありません。

会長:本件について質疑ありませんか。

他委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて3件目について、事務局の説明を求めます。

事務局:3件目について説明します。

(申請内容説明)

会長:本件について質疑ありませんか。

他委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて4件目について、事務局の説明を求めます。

事務局:4件目について説明します。

(申請内容説明)

会長:窪内委員より補足説明はありませんか。

窪内委員:ありません。

会長:本件について質疑ありませんか。

他委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて5件目について、事務局の説明を求めます。

事務局:5件目について説明します。

(申請内容説明)

会長:藤尾委員より補足説明はありませんか。

窪内委員:補足説明は、ありません。

会長:本件について質疑ありませんか。

他委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて6件目について、事務局の説明を求めます。

事務局:6件目について説明します。

(申請内容説明)

会長:宮元委員より補足説明はありませんか。

宮元委員:ありません。

会長:本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて7件目について、事務局の説明を求めます。

事務局：7件目について説明します。

（申請内容説明）

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて8件目について、事務局の説明を求めます。

事務局：8件目について説明します。

（申請内容説明）

会長：近藤委員より補足説明はありますか。

近藤委員：補足説明は、ありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて第3号議案、土佐町農用地利用集積計画について事務局の説明を求めます。

事務局：第3号議案の説明の前に、農業委員会会議規則第11条により、自己または同居の親族もしくはその配偶者が関係する疑義に参加することはできません。本件は澤田順一委員に関係する審議です。

会長：本件は農業委員会会議規則第11条、議事参与の制限に該当する案件でありますので、13番澤田委員は退出をお願いします。

（澤田委員退出）

事務局：第1号議案農用地利用集積計画について説明します。町長より計画が適当であるか農業委員会に諮問されています。この農用地利用集積計画については、利用権設定と呼ばれ、農地法ではなく農業基盤強化法に基づきます。町長が計画を告示することにより効力が発生します。公益財団法人高知県農業公社 理事長 土居内淳一さんとの間の利用権設定です。高知県農業公社は県内で農地中間管理機構の役割を担う組織です。土地の所有者が農地中間管理機構と利用権を設定することを審議します。これらが問題なし、となると町長の告示をもって効力が発生します。そのあと、農地中間管理機構が農用地利用配分計画を作成し、機構から受け手への利用権設定について計画をたて、今度は県で審査を受け、県知事の告示をもって担い手への農地集積が行われる予定です。今回は1件の諮問がありました。

（申請内容説明）

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画について賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本計画について異議なしと回答することに決定しました。澤田委員の入室を許可します。

（澤田委員入室）

続いて第4議案、農業振興地域整備計画変更にかかる農用地区域変更協議について事務局の説明を求め

ます。

事務局：第4号議案、農業振興地整備計画変更にかかる農用地区域変更協議について説明します。農業振興地域整備計画は町の農業振興施策の方針や農業振興地域の農用地区域内農地、いわゆる農振農用地を指定している計画です。土佐町の農業振興地域は山林部分を除いた農地がある所は大半が農業振興地域で、その中で1筆ずつ農振農用地を指定しています。農振農用地は農地として守るための位置づけのため、指定したままでは転用や非農地証明ができないため、転用申請をするまえにまずは農振農用地の除外から進めなければなりません。今回は個別の除外申請4件の除外を行いたいため、町長より農業委員会に適当であるか協議されています。

事務局：（申請内容説明）

会長：この件について他に質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。1件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。2件目について事務局の説明を求めます。

事務局：（申請内容説明）

会長：この件について他に質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。2件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。3件目について事務局の説明を求めます。

事務局：（申請内容説明）

会長：この件について他に質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。3件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。4件目について事務局の説明を求めます。

事務局：（申請内容説明）

会長：この件について他に質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。4件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。

以上で議案審議を終わります。その他について、事務局よりお願いします。

事務局：土佐（土佐町）農業振興地域整備計画の全体見直しについて説明します。

（説明）

7月の地区長会で説明をしますので、地区会等で皆さんに質問があるかもしれません。議会で要望があったため地域からの意見を出してもいいですよ、とお知らせするもので、地区から必ずあげてこいという性質のものではありません。意見がなければないでかまいませんので、質問があればそう答えてもらってかまいません。

事務局：つづけて伊勢川山の営農型太陽光発電について現地確認を7月の総会後に行きたいと思いますが、いかがでしょうか。伊勢川山の事業内容については、7月の総会で詳しくご説明する予定です。

事務局：次回の農業委員会についてお知らせします。次回は7月28日、金曜日、9時から開催します。開催の際には開催通知を郵送します。開催の無い場合は通知がありませんので、ご注意ください。以上です。

細川委員：伊勢川山の収量について、どのような報告があったか教えてください。

事務局：今日はなにも資料を持ってきていません。今までで一番わるかった年よりさらに悪かったと思います。植え付けが遅れて、育ちが悪かった。ほぼ実がついていない。まれについた実をうさぎにかじられた、が

主な原因だったと思います。次回詳しく説明します。

会長:他にご意見ありませんか。

仁井田委員:意見書を付けて県に提出すると聞いてますが、意見をあげるというのはどのようなものでしょうか。

事務局:周辺の農地の様子や農振農用地からの除外が完了しているかなどを記載しています。次回意見書案をお見せするようにします。こういうものだというのを見ていただいたらいいかと思います。判断した理由などを細かく書いたものです。

会長:ほかに意見はありませんか。それでは以上で第4回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員会長

式地 数一

議事録署名委員

仁井田 亮一郎

議事録署名委員

西 村 園